

一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会
福利厚生事業運営委員会設置要綱

(委員会設置の目的)

第1条 一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会の福利厚生事業の適正かつ円滑な運営を図るため、大阪民間社会福祉事業従事者共済会福利厚生事業運営委員会（以下「福利厚生事業運営委員会」という。）を置く。

(委員会の権限)

第2条 福利厚生事業運営委員会は次の事項につき理事長の諮問に答え又は意見を具申することができる。

1. 一般給付金について、給付金給付条件などの制度並びにその運営に関する事項。
2. 貸付資金、貸付金の限度額及び貸付条件などの制度並びにその運営に関する事項。
3. その他、福利厚生事業制度並びにその運営に関する事項
4. 以上各項の外、理事長において必要と認める事項。

(委員会の定数)

第3条 福利厚生事業運営委員会は16名以内をもって組織し、うち1名を委員長とする。

(委員の委嘱及び委員長の選任)

第4条 委員は理事長がこれを委嘱し、委員長は委員の互選による。

(委員長の職務)

第5条 委員長は福利厚生事業運営委員会の事務を総理し、委員長に事故あるときは、その指名する委員が、その職務を代理する。

福利厚生事業運営委員会は、必要に応じ委員長が招集し議長となる。

福利厚生事業運営委員会は委員の2分の1以上の出席を要し、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。補欠により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員会庶務)

第6条 福利厚生事業運営委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(委員会の運営事項の制定)

第7条 福利厚生事業運営委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別にこれを定める。

附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。